

平成 25 年度第 1 回二宮町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 25 年 8 月 23 日（金）13：00 より

場所：二宮町町民センター 2B クラブ室

出席者：二宮町国民健康保険運営協議会委員 7 名

事務局：保険医療課長・保険年金班長・医療予防班長・医療予防班栄養士

傍聴者：なし

1. 開会

2. 委嘱状の交付

委嘱状の交付及び自己紹介

3. 町長あいさつ

町長あいさつ

4. 会長の選出

事務局提案による会長推薦を承認

5. 会長あいさつ

会長あいさつ

6. 議事

(1) 平成 24 年度二宮町国民健康保険特別会計決算（案）について

事務局より内容説明

(委員) 収納率が上がったのは収納業務の強化を図った結果とのことですが、具体的にはどのようなことを行ったのですか。

(事務局) 個々の滞納者に対し財産調査を徹底し、財産が発見された場合には差押等、次の段階に進めます。無財産であることが判明した場合には保険税徴収の執行停止を行う等、滞納者の状況に即した個別の対応に努めました。

(委員) 歳入項目の保険税滞納繰越分については、5 年で時効を迎えるとのことですが、額で言うとどのくらいですか。

(事務局) 平成 24 年度中に時効を迎えるのが平成 19 年度分ということになり、平成 24 年度決算においてその額は約 1800 万円になります。

- (委員) 滞納繰越分収納率 23%というのは、どういった内容なのでしょうか。
- (事務局) 現年度収納率が約 93%でありますので、残りの約 7%が翌年度の滞納繰越分として繰り越されることになり、時効を迎える 5 年間は徴収すべき金額として残るわけです。前年度の収納率が約 18%で、県内市町村平均が 10%前後でありますので、徴収を強化し現年度については 90 数%をあげていてそれでも徴収が難しかった部分の金額であることを踏まえたと、収納率の向上が図られていると考えております。
- (委員) 平成 23 年度は医療費の抑制ができたようですが、どういったことですか。
- (事務局) 平成 23 年度の保険給付費は前年度比で約 6 千万円の減となっております。この 6 千万円という数字は、保険給付費総額 22 億円にとってみますと 3%に満たない額であります。例えば風邪が少し流行したとか、そういったことの有無だけで変わり得る額です。町としては特定健診等を実施することで生活習慣病の予防による医療費の抑制を目指していますし、今回の医療給付費の減少もそれによるものであれば担当としてもありがたいのですが、そこまでの理由の解明には至っておりません。
- (委員) 今後、70 歳以上の現状 1 割負担の方の自己負担割合が 2 割になるような報道もありますが、そうなると町の予算にも影響があるのですか。
- (事務局) 70 歳から 74 歳の前期高齢者の方については、世帯の所得に応じて現状は 1 割か 3 割かの負担割合になっています。1 割負担の方については、法律上は本来 2 割負担であるものに対して、逆に緩和策として期限を区切って 1 割に据え置く措置が図られている状況でありまして、この緩和措置をそろそろ終了してもいいのではないかという審議がなされているということです。国の策で本来の 2 割負担を 1 割に据え置いている状況なので、差分の 1 割は国が負担しています。本人負担 1 割、町 8 割、国 1 割という負担区分になっています。そのため、本人負担が 1 割から 2 割になると、国が負担をしなくなるだけで町負担は 8 割のままです。町の予算には影響がありません。また、既に 70 歳になっていて 1 割負担である人は 75 歳になるまで 1 割か 3 割かの 2 択のままで、法律が改正された後から 70 歳に新たになる人について 1 割ではなく 2 割にしていきましようというのが、現時点で有力な考え方ようです。

委員全員賛成により、内容について了承。

- (2) 平成 25 年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算（案）について
事務局より内容説明

(審議なし)

委員全員賛成により、内容について了承。

- (3) 二宮町国民健康保険条例の専決処分の承認について
事務局より内容説明

(審議なし)

委員全員賛成により、内容について了承。

- (4) その他

国民健康保険税条例の改正を 9 月議会で提案させていただきますが、今回の改正内容は地方税法の改正に伴うものであり、運営協議会で審議する制度大勢に広く関わるものではないことから、改正がある旨の報告だけとさせていただきます。

7. 閉会

14 時 00 分 終了